

上勝町障害者活躍推進計画

機関名 (任命権者)	上勝町長 上勝町議会議長 上勝町教育委員会 上勝町選挙管理委員会 上勝町監査委員 上勝町農業委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
障がい者雇用に関する課題	上勝町については、職員総数が70人程度の小規模な機関であり、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。 非常勤職員については、障がい者が在籍しているが、これまで個別に対応してきており、大きな問題は生じていない。上勝町長部局において募集・採用を行っているが、障がい者の応募は少ない状況となっている。
目標	
① 採用に関する目標	○ 在籍する雇用障がい者数が前年度を下回らない。 ○ 現在の障がい者の雇用数を下回らないよう、障がい者の雇用について理解を図る。
② 定着に関する目標	計画期間中に、障がい者である職員の中途離職(1年未満)が発生しないことを目指す。
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する体制整備	○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○ 障がい者である職員の相談窓口を設定する。
2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○ 障がい等により従来の業務の遂行が困難となった職員から相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○ 障がい者である職員を新たに雇用する場合には、その障がいを考慮し、各機関が連携して、遂行できる職務を選定、創出するなどして配属を行う。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	○ 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際等の機会により、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○ なお、措置を講じる際には、障がい者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。 ○ 募集・採用の際は、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定すること。 ・「自力で通勤できること」、「介助者なしで業務が遂行できること」、「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を付すこと。 ・特定の就労支援施設からの受入れに限定すること。
4 その他	○ 各関係法律等に基づき、障がい者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。 ○ 全ての機関において、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。